

利用上の注意

1 調査の目的及び根拠

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

当該調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 113 号を作成するための調査）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令 67 号）によって、毎年実施しています。

2 調査の期日

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 20 年 1 月 1 日現在で実施しました。

3 調査の範囲

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類H－情報通信業」、「大分類K－金融・保険業」、「大分類O－教育、学習支援業」及び「大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の次に掲げる 21 業種の小分類について、当該業務（事業）を主業として営む事業所を対象として調査を行いました。

①ソフトウェア業（日本標準産業分類に掲げる小分類 3 9 1）、②情報処理・提供サービス業（同 3 9 2）、③映像情報制作・配給業（同 4 1 1）、④クレジットカード業、割賦金融業（同 6 4 3）、⑤デザイン・機械設計業（同 8 0 6）、⑥各種物品賃貸業（同 8 8 1）、⑦産業用機械器具賃貸業（同 8 8 2）、⑧事務用機械器具賃貸業（同 8 8 3）、⑨広告代理業（同 8 9 1）、⑩その他の広告業（同 8 9 9）、⑪計量証明業（同 9 0 3）、⑫インターネット附随サービス業（同 4 0 1）、⑬音声情報制作業（同 4 1 2）、⑭新聞業（同 4 1 3）、⑮出版業（同 4 1 4）、⑯映像・音声・文字情報に附帯するサービス業（同 4 1 5）、⑰機械修理業（同 8 7 1）、⑱電気機械器具修理業（同 8 7 2）、⑲自動車賃貸業（同 8 8 4）、⑳スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 8 8 5）、㉑その他の物品賃貸業（同 8 8 9）

なお、上記 21 業種のうち、継続調査業種は 11 業種（上記のうち①～⑪）、平成 20 年新規調査業種は 10 業種（上記のうち⑫～㉑）となっています。

4 用語の説明

(1) 事業所数

平成20年11月1日現在の数値です。

(2) 従業者数

平成20年11月1日現在の数値です。

従業者数とは、事業所に所属している者で、「個人業主及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の総計をいいます。別経営の事業所で働いている者（送出者）を含み、別経営の事業所からきて働いている者（受入者）を含みません。

(3) 事業従事者数

平成20年11月1日現在の数値です。

事業従事者数とは、事業所の従業者数から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数のなかで、当該業務に従事する人をいいます。

(4) 年間売上高

平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得た当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額です。

(5) リース及びレンタル

物品賃貸業の「リース」とは、物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れが出来ない条件で賃貸する業務をいいます。

物品賃貸業の「レンタル」とは、リース以外の賃貸契約のすべてをいいます。

5 その他の注意事項

(1) 継続調査業種である11業種については、平成20年度において新たに対象事業所の捕そくを行っています。

(2) 「映像情報制作・配給業」「クレジットカード業、割賦金融業」「音声情報制作業」「新聞業」「出版業」「映像・音声・文字情報に付帯するサービス業」の6業種については、企業調査のため、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

(3) 集計結果は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合があります。

(4) 本調査結果の概要に使用している記号は次のとおりです。

「-」 …… 該当数値がないもの

「0」 …… 単位未満のもの

「▲」 …… マイナス数値を表しているもの

「X」 …… 1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿したもの

(5) ここに公表する結果は、平成20年特定サービス産業実態調査に係る福岡県内の事業所の調査結果を独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。